

居宅介護重要事項説明書

(令和8年1月1日現在)

1 事業者の概要

名称	株式会社メディカル・アート
法人種別	営利法人
法人所在地	東京都練馬区石神井町5丁目3番22号
電話番号	03-5372-2783
代表者氏名	代表取締役 山添 明
法人の沿革・特色	平成07年08月15日 会社設立 平成15年09月01日 訪問介護事業所開設 平成15年12月01日 居宅介護支援事業所開設 平成18年09月01日 通所介護事業所開設 平成18年10月01日 障害者自立支援居宅介護事業所開設 平成21年07月01日 移動支援事業所開設 平成22年12月01日 夜間対応型訪問介護事業所開設 平成25年05月01日 訪問看護事業所開設 平成25年05月01日 居宅介護支援事業所開設 平成25年10月01日 訪問介護事業所開設 平成25年12月01日 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設 平成29年10月01日 訪問介護事業所開設 平成29年10月01日 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設 令和03年04月01日 介護福祉輸送業務事業所開設 令和04年12月01日 通所介護事業所開設 令和05年12月01日 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設
法人が所有する 営業所の種類・数	障害者総合支援 居宅介護事業所3ヶ所(サテライト2ヶ所含) 重度訪問介護事業所1ヶ所 移動支援事業所1ヶ所 介護保険 居宅支援事業所2ヶ所 訪問介護事業所3ヶ所 通所介護事業所2ヶ所 夜間対応型訪問介護事業所1ヶ所 訪問看護事業所1ヶ所 介護福祉輸送業務事業所1ヶ所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所4ヶ所(サテライト2ヶ所含)

2 事業所の概要

事業所の名称	めぐみの会
事業所の所在地	東京都練馬区石神井町5丁目3番22号 2F
事業所の電話番号	03-5372-2783
サービス提供地域	練馬区
サービス提供曜日・時間	1年365日
事業所番号	1312000639 (平成18年10月1日指定)
運営方針	法令を遵守し・自己の意志を尊重する。
自己評価の実施状況	年1回
第三者評価の実施状況	無し
職員への研修実施状況	年6回

サテライト事業所（居宅介護）

事業所の名称	めぐみの会大泉
事業所の所在地	東京都練馬区南大泉3丁目9番19号 グリーンコーポ大泉1階
事業所の電話番号	03-6904-5762

事業所の名称	めぐみの会光が丘
事業所の所在地	東京都練馬区田柄3丁目14番12号 ルシエール飯綱山201号
事業所の電話番号	03-5848-5635

3 事業所の職員体制

職種	常勤 (人)	非常勤 (人)	合計人数 (常勤換算)	資格等
管理者	1		1	介護福祉士
サービス提供責任者	2		1	介護福祉士等
ヘルパー	7	19	15	ヘルパー2級以上
事務員	1		1	

4 主たる対象者

身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者

5 サービスの内容

(1) 提供するサービスの主な内容について

- ① 身体介護： i 食事介助 ii 入浴介助 iii 排泄介助 iv 清拭 v 体位変換 等
- ② 家事援助： i 買物 ii 調理 iii 掃除 iv 洗濯 等
- ③ 通院介助： i 通院介助
- ④ その他のサービス： i 介護相談 等

(2) ヘルパーの禁止行為

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族等、利用者以外に対するサービス
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除等）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則 1 割。ただし、区市町村から居宅介護等利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額。

月額負担上限額については、各区市長村長が定めた額。

利用料金の目安は、次表のとおりです。 [料金例]

サービスの種類時間等		単位数	自己負担額
身体介護	30 分未満	256 単位	286 円
	30 分以上 1 時間未満	404 単位	452 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	587 単位	657 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	669 単位	749 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	754 単位	844 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	837 単位	937 円
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	921 単位	1031 円
(身体有) 通院等介助	30 分未満	256 単位	286 円
	30 分以上 1 時間未満	404 単位	452 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	587 単位	657 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	669 単位	749 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	754 単位	844 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	837 単位	937 円
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	921 単位	1031 円

家事援助	30分未満	106単位	118円
	30分以上45分未満	153単位	171円
	45分以上1時間未満	197単位	220円
	1時間以上1時間15分未満	239単位	267円
	1時間15分以上1時間30分未満	275単位	308円
	1時間30分以上1時間45分未満	311単位	348円
通院等介助 (身体無)	30分未満	106単位	118円
	30分以上1時間未満	197単位	220円
	1時間以上1時間30分未満	275単位	308円
	1時間30分以上2時間未満	345単位	386円

※ ただし、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。

※ 事業者が利用者に代わり区市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

※ 初回加算 200単位（初回のサービス提供責任者のサービス又は同行）

※ 緊急時対応加算 100単位

※ 特定事業所加算Ⅱ（所定単位数の10/100を加算）

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の417/1000を加算）が別途加算されます。

※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。又時間帯を跨る場合は合成単位数となります。

※ サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合はサービスを終了させて頂く場合がございます。

(2) その他の料金

--	--

(3) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業員がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ご利用日の前日の17時までにご連絡いただいた場合：無料
- ・ご利用日の前日の17時までにご連絡が無かった場合：2,200円(10%消費税込)

(5) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(6) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月20日までに請求書を利用者に送付します。原則として口座引き落としとしてお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。領収書は翌月の請求書発送時に同封いたします。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者が当事業者に対し30日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③ 利用者が亡くなった場合

8 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次の措置を講じます。

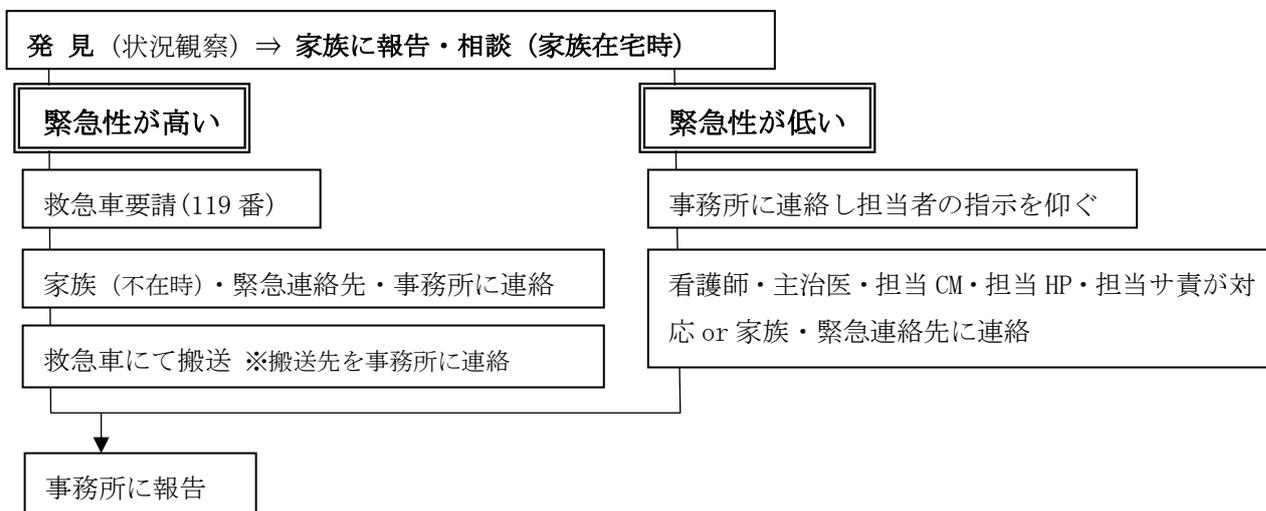
- ① 虐待の防止等に関する担当者を選定します。
- ② 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行います。
- ③ 虐待の防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。
- ④ 虐待を防止するための従事者に対する研修を実施します。
- ⑤ 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- ⑥ その他、従事者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整え、従事者が利用者等の権利擁護に取り組める環境づくりに努めるほか、自ら必要な措置を講じるものとします。
- ⑦ サービス中に、養護者による虐待を受けたと思われる養育者を発見した場合は、速やかに通報します。

9 身体拘束の適正化

身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催します。その結果を従事者に周知徹底するための研修を実施します。

10 緊急時・事故発生時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。また、賠償すべき事故が発生した場合は、事業所が契約している損害保険会社にて対応いたします。



【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先 1】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

【ご家族等緊急連絡先 2】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

1 1 情報開示

事業所の概要・サービス内容について、定期的に事業自己評価をおこないます。

1 2 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	松原 純子
電話番号	03-5372-2783
受付時間	9:00-18:00(月～金)

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	練馬区保健福祉サービス 苦情調整委員事務局
電話番号	03-3993-1344
受付時間	8:30-17:00

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金 10:00-16:00

1 3 ハラスメント行為について

事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業員が働きやすい環境作りを目指します。なお以下のようなハラスメント行為が利用者およびその家族から従業員に対して行われた場合、契約を解除する場合があります。

① 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為(従業員が回避したため危害を免れたケース含む)

② 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為

③ セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘い掛けや好意的態度の要求など、性的な嫌がらせ行為

④ カスタマーハラスメント

不要な長時間の時間拘束や過度な要求(土下座の強要などを含む)、SNS への投稿などの行為

⑤ その他

ハラスメント行為と認められる行為

1 4 その他

① まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。

② サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。

③ 利用者様のご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合がございますのでご了承ください。

④ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮ください。

⑤ 入院等により 2 ヶ月以上ご利用のない場合は、再開時改めて相談の上、ご利用曜日等を決めさせていただきますこととなります。

居宅介護サービスの提供の開始に際し、重要事項を記した文書を交付し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日 説明者

【事業者】	所在地	177-0041 東京都練馬区石神井町 5-3-22 2F
	事業者(法人)名	株式会社 メディカル・アート
	代表者名	代表取締役 山添 明
	事業所名	めぐみの会

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

【利用者】	氏名	

【代理人】	氏名	(続柄:)

個人情報の取得および利用に関する同意書（ご本人様）

私、およびその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的・範囲

【居宅介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的】

- ・ 障害者総合支援事務
- ・ 居宅介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務（サービス利用に係る入退所等の管理、会計・経理、事故などの報告、当該利用者の介護サービスの向上）
- ・ サービス担当者会議での情報提供、照会への回答
- ・ 家族等への心身状況の説明
- ・ 障害福祉請求及び支払事務（審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答）
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社などへの相談または届出等
- ・ 緊急時の医療機関への情報提供

【上記以外の利用目的】

- ・ 居宅介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 居宅介護サービス等において行われる学生の実習への協力

2 条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外のものに漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

事業所名： めぐみの会 殿

説明者： _____

利用者 住所： 東京都練馬区

氏名： _____

代理人 住所： _____

氏名： _____

続柄（利用者との関係） _____

個人情報の取得および利用に関する同意書（ご家族様）

私、およびその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的・範囲

【居宅介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的】

- ・ 障害者総合支援事務
- ・ 居宅介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務（サービス利用に係る入退所等の管理、会計・経理、事故などの報告、当該利用者の介護サービスの向上）
- ・ サービス担当者会議での情報提供、照会への回答
- ・ 家族等への心身状況の説明
- ・ 障害福祉請求及び支払事務（審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答）
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社などへの相談または届出等
- ・ 緊急時の医療機関への情報提供

【上記以外の利用目的】

- ・ 居宅介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 居宅介護サービス等において行われる学生の実習への協力

2 条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外のものに漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

事業所名：めぐみの会 殿

説明者：_____

ご家族代表 住所：_____

氏名：_____

続柄（利用者との関係）_____